

「第41回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時：令和3年5月28日（金）

午後4時45分～午後5時45分まで

場所：昭島市役所本庁舎4階402・403会議室

1 本部長挨拶

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言再延長に伴う市の対策について別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言再延長に伴う市の対策について

1 再延長に伴う対策期間について

令和3年6月1日(火)～ 当面の間

2 公共施設等の利用制限について

(1) 屋内公共施設の利用制限

公 共 施 設 名 等	利 用 制 限 な ど
市民交流センター	・利用休止
松原町コミュニティセンター	・学習室のみ利用可：午後7時まで
勤労商工市民センター	・利用休止
高齢者福祉センター (朝日町・松原町・拝島町)	・利用休止
あいぽっく	・利用休止
環境コミュニケーションセンター	・利用休止
児童センター(ばれっと)	・時間短縮にて再開：午後6時まで
青少年交流センター	・時間短縮にて再開：午後6時まで ※多目的室は利用不可
子育てひろば	・通常利用
放課後子ども教室(13か所)	・6月7日以降、準備ができた教室から、活動場所を制限して利用課:工程・体育館のみ
市立小・中学校開放(校庭・体育館)	・利用休止(校庭夜間照明設備含む)
市立会館(11館)	・学習室のみ利用可：午後7時まで
総合スポーツセンター	・利用休止
みほり体育館	・利用休止

公 共 施 設 名 等	利 用 制 限 な ど
市民会館・公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館：利用休止 ・KOTORI ホールはイベント開催制限等に沿った利用（市主催事業含む）
アキシマエンス	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館：閲覧席を撤去し一般貸出再開（分館・分室含む）午後7時まで ・郷土資料室・学習室・研究個室は時間短縮にて再開：午後7時まで ・体育館及びその他の施設：利用休止

(2) 屋外公共施設の利用制限

公 共 施 設 名 等	利 用 制 限 な ど
屋外運動施設（野球場、陸上競技場、テニスコート等）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常利用可（ネッツ多摩昭島スタジアムは午後7時まで）
駐車場（昭和公園、エコ・パーク、大神グラウンド・くじら運動公園等）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常利用可（昭和公園駐車場の入庫は午後7時まで） ※総合スポーツセンターの駐車場は閉鎖
拝島自然公園バーベキュー場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用休止

(3) その他

- ① 市役所本庁、東部出張所、あいぼっく、武蔵野会館、緑会館及び環境コミュニケーションセンターの窓口業務は通常業務とする。
- ② 松原町コミュニティセンターの葬祭利用は可能とする。
- ③ 屋外運動施設の利用にあたっては、市外団体及び市外団体との交流試合などは使用不可とする。
- ④ 予約システム端末（キヨスク）及び印刷機の利用は19時までとする。

3 市主催の行事（イベント等）の開催制限について

- (1) 市主催の市民を対象とした行事（イベント等）は、**原則中止又は延期**とする。
- (2) 再延長期間中に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、都の緊急事態措置等のイベントの開催制限及び業種別ガイドラインを参考に感染拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

4 その他

- (1) 市民へ不要不急の外出自粛等要請を周知するため、防災行政無線（土、日曜日及び祝日）、青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車での広報等を引き続き実施する。
- (2) 緊急事態宣言発出期間中の自治会への配布物は中止する。

市町村	令和2年度												令和3年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
昭島市	7	2	3	11	17	10	10	45	104	308	61	38	88	69
多摩地域	388	122	95	706	973	714	740	1542	3306	8169	2355	1991	3037	3597

